

近隣市の災害時救護所設置状況

	設置基準	設置場所	実施職員	備考
船橋市	市内震度6弱以上	<p>【病院前に設置】</p> <p>市内二次救急病院（災害医療協力病院）前による病院前救護所9か所を自動開設。</p>	三師会等会員 (柔道整復師会)	<p>※災害医療協力病院の災害時の主な活動（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院救護所の設置並びに参集者が集まるまでの軽症者の治療 ・病院前救護所でのトリアージにより中等症以上と判定された傷病者への院内での治療処置 ・院内での治療が不可能な場合の転送調整（※調整は災害医療対策本部を通して行う） <p>※市内の医師会所属診療所等は休診</p> <p>※地域防災計画より</p>
鎌ヶ谷市	被害状況を考慮し衛生医療班本部において協議の上、被害が甚大である等地域に救護所の設置候補場所の中から選定	<p>【公的施設に設置】</p> <p>災害時、救護所の場所は防災無線や避難所の掲示等で周知</p> <p>候補場所として小・中学校14か所を提示</p>	三師会等会員 (柔道整復師会)	※地域防災計画より
市川市	市内震度6弱	<p>【設置場所混在】</p> <p>医療本部指示に基づき、8か所拠点医療救護所を開設（病院前6か所、公園等）</p>	三師会等会員（柔道整復師会）	※地域防災計画より
	市内震度6強	<p>拠点医療救護所8か所を自動開設</p> <p>第2次開設医療救護所（7か所）については状況に応じて開設。</p>		

<p>浦安市</p>	<p>—</p>	<p>【設置場所混在】 急病診療所（健康センター）に救護所を自動開設。その後被災状況に応じ第2段階（6か所）の開設を行う（小・中学校各1か所、病院4か所）…東葛南部災害拠点病院2か所を含む（順大浦安・東京ベイ）</p>	<p>三師会等会員（接骨師会、助産師会）</p>	<p>※地域防災計画より</p>
<p>八千代市</p>	<p>市内震度6弱以上</p>	<p>【病院前に設置】 1次救護所（災害医療地区病院）7か所及び被害状況を踏まえて2次救護所（小中学校等）から選定</p>	<p>医師会員</p>	<p>※東京女子医科大学八千代医療センターに救護本部を設置。</p>
<p>松戸市</p>	<p>市内震度6弱以上</p>	<p>【発災直後病院前設置、その後公的施設へ移行】 ①病院前救護所：発災6時間後～72時間に活動。市内災害拠点病院及び災害医療協力病院10か所。</p>	<p>①病院スタッフ・三師会会員・市職員</p>	
		<p>②学校救護所：発災24時間後から活動。市内小中学校の一部17か所。</p>	<p>②三師会会員・市職員</p>	